

令和4年9月定例会 県土整備委員会（事前）

令和4年9月9日（金）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時49分）

これより、危機管理環境部関係の調査を行います。

この際、危機管理環境部関係の9月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料（その2））

- 議案第2号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第4号 徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第5号 徳島県立自然公園条例の一部改正について

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
(資料1, 資料1別添1, 資料1別添2)
- 新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の実施状況について（資料2）
- 新型コロナウイルス感染症対応に係る危機管理調整費の執行状況（見込み）について（資料3）
- 豚熱への対応について（資料4）
- 徳島東部防災拠点施設（仮称）の管理運営計画に係る民間提案について（資料5）
- PPA等活用による太陽光発電の普及促進について（資料6）
- 第9次総量削減計画（案）について（資料7-1, 7-2）

谷本政策監補

危機管理環境部から9月定例会に提出を予定しております案件につきまして危機管理環境部の県土整備委員会説明資料（その2）により、御説明を申し上げます。

1ページを御覧ください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部における9月補正予算案といたしまして、左から3列目補正額欄の最下段に記載のとおり1億4,360万5,000円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で63億4,376万2,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

課別主要事項説明でございます。

危機管理政策課の防災総務費の摘要欄①のア、危機管理調整費では、児童等利用施設や社会福祉施設等の電気料金等高騰に係る緊急支援に使用した額に相当する1億円の補正を

お願いしております。

その下、消防指導費の摘要欄①のア、消防学校運営事業費では、電気料金等高騰に伴う経費の増加を賄うため545万2,000円の補正をお願いしております。

3ページを御覧ください。

とくしまゼロ作戦課の防災総務費の摘要欄①のア、新規事業、災害ケースマネジメント推進事業では、専門的知識とノウハウを持つ民間団体等と連携した誰一人取り残さない被災者支援体制の構築に係る経費として300万円の補正をお願いしております。

同じ欄イ、災害時燃料供給体制確保事業では、場所を選ばず、タンクローリーと直結することで給油が可能となる移動式燃料給油機の配備に係る経費として1,281万5,000円の補正をお願いしております。

4ページを御覧ください。

消防保安課の防災総務費の摘要欄①のア、航空消防防災体制運営費では、電気料金等高騰に伴う経費の増加を賄うため145万6,000円の補正をお願いしております。

その下、消防指導費の摘要欄①のア、新規事業、メディアと連携した消防団員確保事業では、消防団員の減少に歯止めを掛け、団員の確保を図るため、メディアと連携し、消防団の認知度や魅力の向上を図るとともに、女性防災士、消防団員・吏員とのワークショップの開催等に係る経費として200万円の補正をお願いしております。

5ページを御覧ください。

グリーン社会推進課の計画調査費の摘要欄①のア、新規事業、徳島まるごと脱炭素バーチャルパビリオン事業では、未来技術のショーケースである大阪・関西万博に向け、とくしまバーチャルパビリオンを活用し、水素をキーテクノロジーとしたグリーン社会の情報発信コンテンツを開発するための経費として1,000万円の補正をお願いしております。

その下、保健製薬環境センター費の摘要欄①のア、保健製薬環境センター運営費では、電気料金高騰に伴う経費の増加を賄うため133万9,000円の補正をお願いしております。

6ページを御覧ください。

消費者政策課の消費者行政推進費の摘要欄①のア、鳴門合同庁舎施設管理費及びイ、消費生活センター「戦略拠点機能」強化事業では、電気料金高騰に伴う経費の増加を賄うため合計141万円の補正をお願いしております。

7ページを御覧ください。

安全衛生課の予防費の摘要欄①のア、動物愛護管理センター管理運営事業及び食品衛生指導費の摘要欄①のア、食肉衛生検査所運営費では、電気料金高騰に伴う経費の増加を賄うため合計613万3,000円の補正をお願いしております。

8ページを御覧ください。

その他の議案等として、条例案を2件提出しております。

まず、アの徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例についてでございます。

広域的な物資の輸送拠点としての活用を図り、本県の災害時の円滑な防災活動に資するとともに、県民の健康の保持及び増進のため、現在、整備しております徳島東部防災拠点施設（仮称）を徳島県立東部防災館として運営すべく設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

10ページを御覧ください。

イ、徳島県立自然公園条例の一部改正についてでございます。

自然公園法の一部が改正されたことに鑑み、国立・国定公園と同様に、県立自然公園の特別地域内において、野生動物への餌付けなどの行為を禁止するとともに、違法伐採などの禁止行為の違反に対する罰則を6月以下の懲役又は50万円以下の罰金から1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げるなど、所要の改正を行うものでございます。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際7点、御報告申し上げます。

資料1、それと資料1の別添1及び別添2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

令和4年6月定例会の県土整備委員会で御報告させていただいた以降の動きについて、御説明いたします。

7月に入り、本県では全国と同様、感染拡大局面を迎え、最大確保病床使用率も20パーセントを上回る状況となったことから、7月15日に第80回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、専門家会議委員の御意見を踏まえ、予防的措置として、とくしまアラートのレベル2・感染警戒・前期への移行を決定するとともに、各種無料検査の期間延長や県主導大規模集団接種会場での中・高校生及び同居の家族向けの接種の実施など、3連休、夏休みに向けた感染防止対策を決定いたしました。

その後、行動制限のない3年ぶりのお盆期間を経て、本県においてもオミクロン株B A. 5系統への置き換わりが進み、これに起因する新規感染者数の顕著な増加傾向が見え始めたことから、8月17日に第81回県対策本部会議を開催し、B A. 5対策強化宣言の発出することを決定し、国との協議を経て、翌々日の8月19日に徳島県B A. 5対策強化宣言を発出いたしました。

宣言発出後、8月24日には新規感染者数が過去最多の3,182名となった後は、おおむね減少基調となるなど、一定の効果が見られたところですが、県内の医療現場には、依然として大きな負荷が掛かっていることに加え、新学期を控えて、学校での感染再拡大が懸念されたことから、8月30日に第82回県対策本部会議を開催し、徳島県B A. 5対策強化宣言の9月20日までの期間延長を決定するとともに、B A. 2. 75ケンタウロス株等、新たな変異株を監視するためのゲノム解析体制の強化、また全数把握の見直しに向けた、軽症者を含めて誰一人取り残さないための健康フォローアップセンターの設置などを盛り込んだところであります。

なお、昨日9月8日に開催されました政府対策本部会議において、9月26日から全国一律で発生届の対象が見直されることなどが決定されております。

この度の感染急拡大への対応に当たり、県民や事業者の皆様、さらには懸命に対応していただいている医療従事者の皆様に対し、心より感謝申し上げます。

今後とも、気を緩めることなく対策を講じ、アフターコロナを俯瞰して社会経済活動の回復を下支えするなど、感染防止対策に全力で取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の9月7日時点の実施状況についてでございます。

1、帰省者等に対する事前PCR検査の受検支援については、2万2,829名のお申込みを

頂き、これまでに75名の陽性を確認しております。

前回の委員会で報告させていただいて以降、新たに47名の陽性を確認しております。

次に、2、飲食店に対する抗原定性検査については、令和3年11月29日から受付を開始し、延べ1,553店舗からお申込みを頂き、コロナ対策三ツ星店は686店舗となっております。

続きまして、資料3を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応に係る危機管理調整費の執行状況見込みについてでございます。

未来創生文化部の児童等利用施設電気料金高騰に係る緊急支援及び保健福祉部の社会福祉施設等電気料金等高騰に係る緊急支援につきまして、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の方針を踏まえ、児童等利用施設や要援護者が利用する社会福祉施設においては、新型コロナの感染急拡大が続く中、例年になく猛暑による熱中症に対応するため、換気を行いつつ、高頻度に空調を使用せざるを得ない状況が続いていたことから、利用者への適切なサービスを確保するため、国の対策に先立ち、合計1億円を活用して電気料金高騰分等の一部を緊急的に支援したところであります。

続きまして、資料4を御覧ください。

豚熱への対応についてでございます。

7月25日、徳島市において県内初となる死亡野生イノシシの豚熱感染が確認されました。

このため、同日、県危機管理会議を開催し、野生イノシシにおけるまん延防止対策の徹底、養豚場における発生予防対策の徹底、ホームページ等で食肉の安全性を周知し、風評被害の防止、相談窓口の設置及び情報提供の徹底などを決定いたしました。

以降も徳島市、佐那河内村、神山町において豚熱感染が断続的に確認されており、その都度、危機管理連絡会議を開催し、対応内容の確認と庁内での情報共有を実施しております。

また、県内養豚場での発生予防のため、消石灰及び消毒液の配布、野生イノシシの監視体制強化に要する経費として危機管理調整費680万円を活用させていただいております。

今後とも豚熱のまん延防止に向け、また、本県の畜産業を守るため、しっかりと取り組んでまいります。

次に、資料5を御覧ください。

徳島東部防災拠点施設（仮称）の管理運営計画に係る民間提案についてでございます。令和4年6月17日から7月22日まで実施した徳島東部防災拠点施設（仮称）の管理運営計画に係る民間提案募集については1者から提案があり、支援物資搬入・搬出体制の構築、広域物資輸送拠点施設運営に対する人的補助、防災に関する講座や展示などの啓発など、広域物資輸送拠点に関する業務に係る提案とともに、スポーツスクール、仕事体験イベントや小学生預かり事業など、スポーツ・レクリエーションや子育て支援に関する業務についての提案があり、審査委員会で適当であると評価されました。

今後、今回提出しております県立東部防災館の設置及び管理に関する条例をお認めいただければ、提案内容を参考に指定管理者公募・選定に向けた手続を進めることとしております。

民間のアイデアやノウハウを生かした管理運営により、発災時は広域物資輸送拠点、平時はスポーツ・レクリエーション等施設として効果的・効率的な運営を実現し、県民の皆様の安心・安全が確保できるよう、引き続きしっかりと準備を進めてまいります。

次に、資料6を御覧ください。

PPA等活用による太陽光発電の普及促進についてでございます。

令和3年12月に策定いたしました徳島県版・脱炭素ロードマップの重点施策である自然エネルギー最大限導入への取組として、県内の住宅等所有者が初期費用ゼロ円で太陽光発電設備や蓄電池の設置が可能なPPA、電力販売契約やリース等を扱う事業者を去る令和4年7月29日から募集を開始いたしましたところ、現時点で県内事業者及び県内に事業所がある事業者の計2社より申請がありました。

本日、登録した事業者と事業プランについてホームページ等で周知することで県民の皆様に安心してPPA等を御活用いただき2050年カーボンニュートラルの実現に向けて太陽光発電の普及促進を図ってまいります。

次に、資料7-1を御覧ください。

第9次総量削減計画案の概要についてでございます。

本計画は瀬戸内海の水質改善を図るため、海域に流入するCOD、窒素、リンの汚濁負荷量の総量を規制する計画でございます。

さきの6月定例会において素案について御議論いただき、その後、6月13日から7月12日にかけてパブリックコメントを実施するとともに、徳島県環境審議会生活環境部会での御審議を踏まえ、計画案として取りまとめたところでございます。

素案からの主な変更点といたしまして、下段のV、各種施策の一番右側、基盤となる施策の推進におきまして、豊かな水環境の次世代への継承に向け、山、川、里、海の一連の水循環・物質循環を一体的に捉えた子供たちへの水環境教育の充実を盛り込むとともに、海岸生物調査や水生生物調査を地域住民や民間団体と連携を密にして実施するなど、里海づくりの普及啓発のための施策をより一層推進することとしております。

当計画につきましては、今議会で御論議いただいた後、10月中に策定してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、資料7-2を参照していただきたいと思います。

報告事項は以上であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

福山委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岩丸委員

先ほど報告いただいた徳島東部防災拠点施設（仮称）の管理運営計画に係る民間提案募集の結果についてお伺いをいたします。

また、本議会において、徳島県立東部防災館として設置及び管理に関する条例を提出予定という説明もありました。南部、西部に続いて東部圏域においても防災館が整備され、東部圏域の防災力向上が大きく図られるのを大いに期待しており、私もこの防災館がどのような施設になるか非常に興味も持っているところであります。

そこで、今回の民間の提案で採用案となった内容について、改めて詳しく教えていただけたらと思います。

鈴江事前復興室長

ただいま、民間提案の採用案の詳しい内容をということでした。御説明をさせていただきます。

徳島防災拠点施設（仮称）の管理運営計画に係る民間提案の募集を去る6月17日から7月22日まで行ったところです。ジオグラフィック・デザイン・ラボと株式会社ジオグラフィックデザインで構成される1グループから提案書の提出がありました。

この提案書につきましては、有識者で構成される審査委員会に諮り適当であると判断を頂いたところでございます。

そして、具体的な提案の内容ですけれども、まず、広域物資輸送拠点に関する業務につきましては、発災時には施設利用者や地域避難者の避難誘導、施設の備品の撤去など支援助物資を搬入・搬出する体制の構築を行い、その後、施設の明け渡しを行います。そして、広域物資輸送拠点運営の人的補助を行って、広域物資輸送拠点の運営に協力するということです。

そして、平時にはこれらに対応できるよう、災害対応マニュアルの作成、見直しと訓練を実施します。あと、閉館時ごとに防潮扉の設置対応、防災に関する講座や展示などの啓発活動などを実施するものでございます。

次に、スポーツ、レクリエーション、子育て支援に関する業務につきましては、1階部分ではフットサル、マタニティー・ヨガ、親子体操、さらにAIを活用した最先端のトレーニング診断、2階部分では料理、クラフト、子供向け体験プログラムや仕事体験イベントの実施、3階部分ではプログラミングなど、子供向け体験プログラムと連携した小学生の託児施設などの運営であります。

その他健康メニュー等を提供する飲食休憩スペースの運営などの提案がございました。

また、2階、3階部分につきましては、提案事業を実施するために必要となる施設の整備は指定管理者が行い、指定管理期間はこれらの整備箇所の減価償却期間を考慮して10年間という提案がございました。

そして、収支の見込みにつきましては、近隣の県有施設等とおおむね同等の利用料金が設定されておりまして、収支が安定する開館3年目以降の金額といたしましては、収入が年間2億63万9,000円、支出が1億9,336万円との提案がございました。

これらの提案を踏まえて、東部防災館としての業務や利用料金などを定めた徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例を今議会に提出予定としております。

岩丸委員

提案内容等々については、災害時の広域物資輸送拠点はもとより、平時のスポーツ、レ

クリエーション, それから子育て支援, そういったことに関しても施設の機能が十分発揮できるように, なかなかしっかりと考えておられるということが分かったように思います。

また, この提案について, 審査委員会において適当であるという評価をされておりますが, どのような意見が出たり, どのように評価したりしたのか教えていただけたらと思います。

鈴江事前復興室長

審査委員会での評価方法等について御質問いただきました。

まず, 徳島東部防災拠点施設(仮称)管理運営計画に係る民間提案を審査する組織として, 本施設の設計コンペを行ったときの審査委員長, 公認会計士などの有識者, 県の関係課長と私の7名で構成する徳島東部防災拠点施設(仮称)管理運営計画審査委員会を設置いたしました。

審査につきましては, 7月26日と8月12日の2回に分けて行い, 第1回の審査委員会におきましては, 提案者からプレゼンテーションを受けた後, 審査委員と提案者の間で質疑応答を行ったところでございます。

審査委員からは広域物資輸送拠点の運用には日頃からの対応訓練が重要であるとか, 施設の運営体制の実現性が肝になるとか, 収支計画を見積もった考え方を知りたいとか, 送迎バスなど子供が利用しやすい環境整備が重要などの発言がございました。

それに対して提案者からは, それぞれ発災時対応訓練の実施, 防災コンテンツを取り入れた子供向けイベントの実施, 人材の適材適所への配置や協力事業者の専門性を生かした運営体制の構築, 近隣施設の状況を踏まえ, 安全側に見積もった収支計画を提案した子供の送迎バスの導入を検討するなど, 前向きな回答を頂いたところでございます。

その後, 第2回の審査委員会において, 第1回審査委員会での議論を踏まえ, 災害時の対応能力は十分にあるか, 公共性の確保や施設の効用が最大限発揮できているか, 実現性や継続性があるかなど, 公益性, 実現性, 地域貢献性の観点から審査を行い, 全会一致で提案内容が適当であるという評価がなされたところでございます。

今後はこの提案を参考に審査委員会での意見を踏まえまして, 10月には指定管理者の公募選定に向けた手続を進める予定としております。

今後, 南海トラフ巨大地震などの大規模発災時においても, 県民の安全・安心が確保できますよう, 今年度内の広域物資輸送拠点完成に向け, しっかりと取り組んでまいります。

岩丸委員

ありがとうございました。この度, 提案された内容が実現されると非常に災害時も平時も有益ないい施設になるんじゃないかなという感じを受けました。

特に南海トラフ巨大地震の発生が切迫する中, 防災施設の役割が非常に重要となりますので, 一日も早い完成に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に, 余り聞いたことがなかったんですが, もう一つPPA等活用による太陽光発電の普及促進ということで御報告いただきました。

県民の皆さんにこの事業を安心して利用していただくためには, 県が登録の要件をしつ

かりと確認することが重要であると考えますが、そこで、県はどのような要件を確認して登録したのか、御説明いただけたらと思います。

原グリーン社会推進課長

ただいま岩丸委員から、事業者登録に係る要件の確認について御質問を頂きました。

県が事業者を登録する場合は、まず、県内に事業所を有して事業を行っていること、登録プランで採用する設備について施工実績があること、財務状況を確認し、債務超過の状態にないことなど12の要件について確認を実施しております。

また、事業プランにつきましては、契約期間中の設備の補償については事業者の負担にて修理又は交換を行うこと、設備の取付工事が原因で生じた身体の障がいや財物の損壊への賠償責任補償が付加されていること、それから、見積料が無料であること、原則国産メーカー製品を使用していることなど、県民の皆様の負担軽減と安全性の担保などについて要件を満たしているか適切な確認を行っております。

このようなことから、県民の皆様に安心してPPA等を御活用いただき、初期費用ゼロ円による太陽光発電設備等を積極的に導入していただきたいと考えております。

岩丸委員

事業者とか事業プランについては、しっかりと適切に確認がされて、そして登録されているんだなと思ったところではありますが、県民の多様なニーズに対応するためには事業プランも豊富である必要があると思います。どのような事業プランがあるのか、教えていただけたら。

原グリーン社会推進課長

ただいま、登録事業プランについての御質問を頂きました。

現在のところ、先ほども御報告しましたが、2社から事業プランの提出がありまして、太陽光パネルのみを設置する太陽光単体プラン、それから、太陽光パネルと蓄電池を同時に設置するプラン、既に太陽光パネルのみを設置している県民の皆様向けの蓄電池単体プランの大きく三つのプランを御紹介することとしております。

太陽光単体プランと太陽光パネルと蓄電池を同時に設置するプランにつきましては、原則新築を対象、既に太陽光パネルのみを設置している県民の皆様向けの蓄電池単体プランについては、原則既築を対象としたプランとなっております。

現在、三つのプランの提示となっておりますが、見積りの御依頼があった段階で県民の皆様のお要望をしっかりと聞きし、事業者からはニーズに合ったプランの提示がなされることとなっております。

岩丸委員

分かりました。県民ニーズに応じた事業プランを御提示いただけるということで、太陽光発電の普及促進が図られるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、契約については、事業者と住宅等の所有者が直接行うようになると思うんですが、県はこの事業に関してどのように関与していくのか教えていただきたい。

原グリーン社会推進課長

県の事業への関与についての御質問でございます。県は登録事業者について、契約件数や導入設備について定期報告を求めるとともに、苦情やトラブルの発生に対しましては、誠実な対応や改善に向けた取組を求めることとしております。

また、登録事業者に対する県民からの苦情やトラブルがあった場合は、まずは登録事業者への改善を求めますが、その改善が認められず、同様の苦情が継続して寄せられるなど、悪質な状態が続く場合は、事業者の登録を取消しすることも考えられるところでございます。

このように、県は個々の契約には関与しませんが、県民の皆様はこの事業を安心して御利用いただけるよう、事業プランの情報発信にしっかりと取り組んでまいります。

岩丸委員

登録事業者への苦情などがあった場合に、特に悪質な場合は事業者の登録を取り消すということなどの対応はとられるということで、安心をいたしました。

この度の初期費用ゼロ円事業での太陽光発電設備等の設置によって、今後、更に太陽光発電の普及促進が図られるものと期待をいたしております。

扶川委員

今あった太陽光のことから、ちょっとお尋ねしたいんです。よく分からないんですけど、単純なP P Aっていわゆる屋根貸しと違うんですね。

ネットなんかを見ていたら、屋根を貸して賃料を受け取るというような単純な形の屋根貸しもあると聞きましたけれど、そういうのもあっていいんじゃないかなと思ったんです。このP P Aを取る意味がちょっとよく分からない。

それと、県が関わるのは登録、情報発信、それからいろんな指導でしょうけど、業者にとったら登録するメリットはどこにあるんですか。

この2点、もしあれば。

原グリーン社会推進課長

まず1点目ですが、屋根貸しというのは、このメニューの中にないのかという御質問であったかと思えます。

資料にはP P A電力販売契約というものと、それとリース方式というのを書いてございますが、単純な屋根を貸して賃料を取るという事業も当然メニューには入っております。

もう1点ですが、この事業に参画する事業者のメリットということでございます。

やはり県のほうからこういう情報発信をすることによりまして、まずは県がきちんと業務内容等を確認しまして、県が登録することによって、ここはきちんとした会社であるといういわゆる御墨付きを与えることで、単なる訪問販売で太陽光発電を勧めるといった場合に比べて、スムーズに県民の皆様を受け入れられるというところが最大のメリットでございます。

扶川委員

分かりました。そしたら今、二つ登録事業者がありますけど、今後、ほかにも登録事業者は増やしていくんですか。

原グリーン社会推進課長

登録事業者について御質問いただきましたが、現在のところ、2社となっております。これは随時、この事業の登録事業者を募集してございますので、そういった事業プランを発信したいという業者さんがいれば、随時登録していくこととしております。

扶川委員

プランも三つあるしね。先ほど、蓄電池単体プランとか両方の分とか、もう一つあって、三つのプランがあるって説明がありましたけど、かなり仕組みが複雑というか、すぐに頭に入らないところもあるので、県民とか事業者の皆さんはどれを選べばいいか迷うと思います。

それを分かりやすく広報することが非常に重要だと思うんですけど、そのあたり、もう少し整理して分かりやすい広報を考えていただきたいんですが、いかがですか。

原グリーン社会推進課長

ただいま扶川議員のほうから、分かりやすい広報ということで御要望いただきました。

県としましては、PPAとか大変聞き慣れない、関心のない方には耳慣れない事業名と思われるんですけど、こういった事業をするという広報は既に行ってまして、県民の皆様からはいろいろお問合せを頂いております。

それで、今回は新築に限らず、既築の住宅にもPPA、この初期費用ゼロ円事業をできるということで、今後、分かりやすく県民の皆様には情報発信をしていきたいと考えております。

扶川委員

是非そうしてください。

私も既築の太陽光を持ってまして、そろそろ蓄電池の導入なんかを考えないといけない時期が来ているんですけど、具体的に検討できるような分かりやすい資料を県民に発信していただきたいと思います。

それから、トラブルに対する対応というのは非常に重要で、私も体験しましたが、太陽光を設置したもののその業者が潰れてしましまして、後で聞くとメーカーとの補償契約がちゃんと結ばれていなかった。それに気が付かなかったものでトラブルがありまして、もう取返しがつかないんですけど、そういうことがないように細かくアドバイスをして、トラブルが起らないようにアドバイス、フォローをお願いしたいと思います。

次のことをお尋ねします。

先ほど、コロナの報告がありました。実は、今朝、徳島新聞に載った記事を読みまして、ちょっと触れなくちゃいけないなと思いました。

高齢者施設のクラスターが多発して野戦病院のようだという記事です。実はこの話は先

週から私も耳にしておりまして、ここには書かれておりませんが、とにかく亡くなるときは、もう病院に入院できないので施設でみとってくれと。実際、みとった例もあるようです。それから、必要だと思って救急車を呼んで病院に運んだら、施設の人が後で保健所に怒られたというような話を聞きました。複数の施設からそういう声がありました。

ここにも書かれていますけれど、最初の感染者がすぐに入院できていたら、施設内で感染が広がらなかったかもしれないという声も実際にありました。

陽性者が出たときには既に施設で広まっている可能性が高いので、入院による隔離は意味が薄れているというコメントがこの部じゃありませんけれど、ワクチン・入院調整課のほうから出ているようではありますけれど、私に言わせればとんでもないです。そんなの分からないじゃないですか。現場にお医者さんが行って判定をして、ある施設では、何度もかかりつけ医が診てくれないから、別のお医者さんに相談して、それで県のほうに何度も働き掛けて、やっと入院できた。それをしていなかったら死んでいたんじゃないかなんていう声もありました。

野戦病院という言葉が出ていますけれど、本当にひどい状態です。関わってくるのは、今、申し上げただけでもワクチン・入院調整課もあるし、それから、救急の話だったら消防保安課とか消防の関係もあります。それから、高齢者施設ですから、当然、長寿いきがい課の仕事でもあるんです。

そこで、疑問が湧いたんですけれど、こんな状況があったのに、最近までなかなか県民に、表に出てきていなかった。

一体、県の感染症対策の司令塔ってどこにあるんだろう。情報全体を把握して、それで総合的な対策をとっていく責任ってどこにあるんだろうって考えてみたら、どうも今日も報告がありましたけれど、危機管理のほうで本部会議を運営しているようですから、こちらの部にあるんじゃないかと思うんです。

この新聞に出たような状況っていうのは、危機管理政策課ですか。この部のほうで把握して、全体の共有ができていたのかどうか、まず、お尋ねしたいと思います。

永戸危機管理政策課長

ただいま扶川委員から、今朝の徳島新聞に載っておりましたような高齢者施設でクラスターが多発して野戦病院のようだといい状況について、把握していたのかとの御質問でございます。

当課につきましては、県全体の新型コロナ対策の大きな方針を決定する、委員がおっしゃられました新型コロナウイルス対策本部会議の事務局を担っておるところでございます。当然、全庁的に必要な情報については収集し、関係部局とも情報共有を図っているところでございます。

今回の高齢者施設の状況でございますけれども、今月に入りまして、クラスターが11件発生しまして、その11件のうち4件が高齢者施設ということです。以前でしたら児童等療養施設、あるいは学校とか、そういうところでの発生が多かったのが、今、高齢者施設ありますとか社会福祉施設、あるいは医療機関といったところでそのようになっているということでございます。当然、そういった状況を把握し、また、現場が非常に大変な状況であるということは認識しておるところでございます。

扶川委員

例えばさっき救急車の話をしましたけれど、救急車のほうも大変だろうと思って消防保安課のほうには一体どのくらい待ち時間があるんだということを資料としてお願いしていましたが、国の調査以外は把握していないという御回答でした。私はそれもおかしいと思うんです。

だから、重症の方がたくさん出ているときに、その状況というのを本部会議でもちゃんと把握して、消防保安課がそれを把握するように求めて、恐らく把握されていないでしょうけれど、搬送者の中に一体どれだけコロナ患者がいるのか、その結果として、それを重症者としてみなしてよかったのか、そうでないのか。それによって、保健所の対応が正しいかが分かるんです。高齢者施設の中で見たらいいんで、救急搬送はするなみたいなことを保健所が言ったとしたら、それが妥当だったのかどうか、考える材料がないじゃないですか。

医療機関の側が、実際どれだけ受け入れるキャパシティを持っていたのか、持っていなかったのか。運ぶ側に運ぶルールを徹底していたのか、していなかったのか。実際に高齢者施設の中で完全な隔離ができるのか、病院並みの治療ができるのか、全部総合的に把握してお年寄りの命を守らないといけないじゃないですか。そういう把握は、一体できているんだろうか。できていないから、こういう記事が出るんじゃないでしょうか。

率直なところ、今までそれはもう現場が大変な状況だから、そんなことは分かっているんです。だから、できていない、できていないなんて言っても仕方がないけれど、どこかが司令塔になって情報やルールを整理して、混乱が起こらないように、こういうことが現場から指摘されないようにしなきゃいけないじゃないですか。そこら辺は、どのようにお考えですか。

永戸危機管理政策課長

ただいま扶川委員から、救急医療、救急搬送とか、そういった総合的な部分について、調整すべきではないかと御質問を頂きました。

私は昔、医療政策課にいたことがありまして、コロナの前からいろいろと救急搬送の件とか大変な状況というのは、現場を見ながらつぶさに知ったところでありまして。今は当然、それ以上に厳しい状況であるんだろうなと思っております。

そういった状況でありますから、元々、医療、救急、それから福祉、そういったところについては、それぞれ情報共有をしながら、これまで培ってきたネットワークがありますので、まずはそのネットワークの中でしっかりと業務をしていただいて、その中で、それ以上の全庁的な対応を、必要なのであれば、対策本部会議なりの場において決定していくべきところではあるんだろうと思います。まずは、そういった基本のネットワークの中で、今は対処していると考えております。

扶川委員

そのネットワークを活用して問題を突き付けられているわけです。これでいいならこれでいい、現状は仕方がないから認めなさいと。その理由は何なのか、議会でも取り上げ

て、県民にこういう情報発信を私もするつもりだったんですけれど、県民から当然、疑問が出てきます。県としての方針をはっきり示して、仕方ないなら仕方ないんだということを明示して説明すべきです。説明責任があります。ほかにも対応の方法があるのであれば、そちらを工夫してやるべきです。

早急に相談をして、対策がこれでいいのかどうか御報告いただきたいんですが、どうですか。

永戸危機管理政策課長

ただいま、扶川委員から頂いたような課題については、当然、担当部局のほうで全力をもって対応しているところでございます。そのような御意見があったことについては、お伝えさせていただくとともに、全庁的にも問題意識は共有させていただきたいと考えております。

扶川委員

御前会議みたいなものでしょうけれど、知事が先頭に立って本部会議をやっているのなら、そこでやはりちゃんと出していただいて、それで問題共有をして、こういう状況に対する説明を県民に対してしてください。

こういう対応をしているけれど、これは仕方ないんだと。施設の方に対しても、施設でみとっていただくっていうのは仕方がないんだと。疑問を持っているわけです。資料も大事です。そういう説得力のある議論、資料を出して、実際に入院できるのか、できないのか、それから、ここで議論しても仕方がないことですが、私の意見として申し上げておけば、今、一番大事なものは、入院対応できる医療機関を増やすことです。

その医療機関に対する働き掛けはどうなっているのか。やってくれないとしたら、どうということが障壁になっているのか。

強制力でやらすなんて方向は私は基本的に間違っていると思いますけれど、それでも強く働き掛けて協力していただく体制をとらなければ、日本のように人口比で世界のトップのベッド数があるのに、こういう対応ができないのはどうしてなのか。実は、それは医者の数がそんなに多くないので、医者が足りないからなんです。

そういう構造的な問題までこういう大きな感染症の災害の中で教訓にしていかななくてはいいけません。だから、今、目の前にある問題を実際に克服するところまで、とことん議論して、これは我慢してくれという対策をとる。整理して県民に発表していただきたいと思います。

それから、ついでにこちらの話じゃないですが、議会に対する対応にも愚痴を言わせていただきます。この問題については、別の会派の方を通して先週の木曜日からワクチン・入院調整課にレクチャーを求めております。昨日までずっとレクチャー、レクチャーって言っていたんですよ。結局、昨日も返事はなかったです。

我々は県民の代表ですから、業者とか県民から問われたら説明する責任があるんです。そのために、県の職員からちゃんと説明を受けて、返さないといけないんです。お忙しい中、邪魔するようなことはしなくていいという意見もあるんですけれど、私は議員に対する説明も仕事だと思っています。数を出すっていうのは大変です。でも、定性的な説明は

ちゃんと急いであるべきでしょう。遅すぎます。

これは、この部のことではないんで申し訳ないですけど、県全体として、そのあたりはもっと敏速に説明責任を果たしていただきたいと思います。要望しておきたいと思いません。

もう時間がないので、豚熱のことをお尋ねしたいと思います。

豚熱って私はよく分からないんです。一から素人で申し訳ないんで教えてほしいんですけど、どこから入ってきて、どういう経路で国内の豚舎に感染していくのか。まん延防止対策の徹底っていうことを言われましたけれど、それをどのように予防のために断とうとしてるのか。経路を断って感染予防をしているのか、分かりやすく、簡単で結構ですので、教えてください。

永戸危機管理政策課長

豚熱のことについて御質問いただきました。

私も獣医学については素人ですが、今の豚熱についての感染経路につきましては、去年、淡路島で初めて、死んでいる野生イノシシが豚熱に感染していることが分かりまして、そのときに徳島県も豚熱の感染を警戒すべき地域に指定されました。養豚農家の豚舎のほうに野生イノシシが入り込んだりすることにより感染することを防ぐために、畜産の豚についても全ての豚にワクチンを接種しているところでございます。

その後、今年に入って、7月に徳島市内で野生イノシシが感染しているのが発見されたので、その発見されたところから半径10キロ以内のところを制限区域に指定しまして、そこで捕獲したイノシシをそこから県外に出すことを禁じるといったことをするとともに、豚舎への感染防止を徹底するために、石灰をまいたりしているところでございます。

それと併せて、畜産農家の方についても、しっかりと感染防止対策をとるように注意を徹底しているところでございます。

ただ、この豚熱につきましては、人間にはうつらないと言われておりますので、食べても問題はございません。ただ、念のため、こういう対策をしているところでございますので、とにかく豚舎のほうに入るのを防げれば、何の問題もありませんので、そういった対策を講じるところでございます。

扶川委員

余り御存じないという面もあるということなので、これ以上質問するのはやめます。私も勉強していますけれど、よく分からないです。鳥だったら飛んできたらうつりますから。死んでいると言っても、鳥なんかは県を越えてどこにでも行くんでしょうけれど。どうやって来るんでしょうね。イノシシが海底を泳いで来るんじゃないかなければ、何が運んでくるんでしょうね。そういうのも含めてよく分からない。

養豚農家の方も、感染したら全頭屠殺しないといけないから大変なことになるので、この体制をとらないといけないというのは言うまでもありません。もう一つ心配しているのは、小さな話かも知れませんが、ジビエ活用への影響です。10キロメートル圏内で獲ったものは、自分で食べるのは構わないけれども、人にあげてはいけないし、それか

ら、加工施設に持って行っても駄目なんです。これが広がるとジビエがストップしてしまいます。

そういう意味でも、そうならないように、今のところは説明を事前に受けた処理施設は10キロメートル圏内に入っていないので大丈夫だということですが、食べても大丈夫であってもそれを持ち込むことによってその施設周辺の方が保菌者になってしまう。そこからまた豚舎にうつってしまう可能性なんかもあるから心配する面もあるんだろうと思います。それと風評被害の二つあるんだと思うんですけど、この点は仕方がないですが、そうならないように徹底した取組をお願いしたいと思います。

あと、県土整備部のほうに残しておいて、これで1回やめます。

福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理環境部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時43分）